

札幌市公共測量仕様書 新旧対照表

令和6年3月（改訂）

令和5年10月（現行）

備考

札幌市公共測量仕様書の改訂について

令和6年3月単価適用の委託業務から適用

～本仕様書を使用される皆様へ～

本仕様書は改訂する場合があります。改訂時には札幌市工事管理室ホームページ「工事管理室からのお知らせ」（下記アドレス参照）で改訂内容をご案内しますので、ご確認ください。

<http://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kijun/kijun.html>

札幌市公共測量仕様書の改訂について

令和5年10月単価適用の委託業務から適用

～本仕様書を使用される皆様へ～

本仕様書は改訂する場合があります。改訂時には札幌市工事管理室ホームページ「工事管理室からのお知らせ」（下記アドレス参照）で改訂内容をご案内しますので、ご確認ください。

<http://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kijun/kijun.html>

（変更）

札幌市公共測量仕様書 新旧対照表

令和6年3月（改訂）

令和5年10月（現行）

備考

<p style="text-align: center;">第 I 章 総則</p> <p>I-5 測量の基準 測量の基準は、「札幌市公共測量作業規程（国土交通大臣が定める測量法第 34 条に基づく作業規程の準則を準用。以下「作業規程」という。）」第 2 条の規定、「札幌市公共測量作業要領（以下「作業要領」という。）」及び別途地理院より定めるマニュアルによるほか、担当職員の指示によるものとする。</p> <p>I-20 社内検査 1. 受託者は、成果物の品質に関し社内検査を行わなければならない。 2. 受託者は、測量業務計画書に社内検査員、検査項目、検査数量等について計画し、担当職員の承諾を得ること。 3. 社内検査員は、主任技術者以外の者で、受託者があらかじめ指定した職以上にあるものを原則とする。 4. 社内検査員は、原則として完了検査に立会するものとする。 5. 社内検査結果は、検査状況写真を添付し、検査の都度報告するものとする。また、成果物提出時には社内検査結果をまとめ、担当職員に提出するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 I 章 総則</p> <p>I-5 測量の基準 測量の基準は、「札幌市公共測量作業規程（以下「作業規程」という。）」第 2 条の規定、「札幌市公共測量作業要領（以下「作業要領」という。）」及び別途地理院より定めるマニュアルによるほか、担当職員の指示によるものとする。</p> <p>I-20 社内検査 1. 受託者は、成果物の品質に関し社内検査を行い、その結果を担当職員に提出しなければならない。 2. 受託者は、測量業務計画書に社内検査員、検査項目、検査数量等について計画し、担当職員の承諾を得ること。 3. 社内検査員は、主任技術者以外の者で、受託者があらかじめ指定した職以上にあるものを原則とする。 4. 社内検査員は、原則として完了検査に立会するものとする。 5. 社内検査結果は、検査状況写真を添付し、検査の都度報告するものとする。また、完了時の社内検査結果は業務完了届と同時に提出するものとする。</p>	<p>文言の追加</p> <p>文言の修正</p>